

上越市告示第72号

地方税法（昭和25年法律第226号）第416条の規定により、令和8年度土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を下記のとおり納税者の縦覧に供する。

令和8年3月11日

上越市長 小菅 淳一

記

- 1 縦覧場所 上越市役所 木田第一庁舎2階 税務課
- 2 縦覧期間 令和8年4月1日（水）から  
令和8年4月30日（木）まで  
※ただし、土・日曜日及び祝日を除く
- 3 縦覧時間 午前8時30分から  
午後5時15分まで